

## 第2節 自主防災体制の整備

自主防災体制の整備

- 総務課防災危機管理室
- 消防本部

### 【基本方針】

地震・津波災害時においては、地域住民、事業所等の自主的な初期防災活動が、災害の拡大を防止するため極めて重要であるので、市は地域住民や事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、地域や職域における自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。

また市民は、大規模な地震・津波災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る（自助）」、「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図るものとする。

### 【計画目標】

自主防災組織の整備計画は本節で定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第2章第2節「自主防災体制の整備計画」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

#### 1. 自主防災組織の育成・指導

市は災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組むこととする。

- 1) 市は、自治会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2) 市は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会等を開催し、地域における自主防災活動の推進を図る。なお、男女共同参画の視点から、女性リーダーの育成を積極的に推進する。
- 3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。
- 4) 市は、災害時において自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講ずる。

#### 2. 民間防火組織の育成・強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火・防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要であり、それが地震・津波発生時には被害を少なくすることにつながるものとなる。

そのため市は、地域住民の防火・防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防災組織として、地域に密着した組織づくりと育成強化に努める。

《個人・家庭、地域、自主防災組織等の役割項目例》		
自主防災体制	平常時	警戒・発災時
個人家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 各個人の日常生活圏の危険性の点検</li> <li>b. 緊急地震速報や津波警報・注意報などの防災情報の理解の促進</li> <li>c. 家屋や塀の耐震強化措置</li> <li>d. 家具の転倒落下防止措置</li> <li>e. 出火防止体制の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 耐震消火装置付器具の使用と作動状況の点検</li> <li>ii. 安全な火気使用環境の確保</li> </ul> </li> <li>f. 初期消火器具の確保と使用訓練</li> <li>g. 避難所・避難路の確認と安全性のチェック</li> <li>h. 救出用資機材の保管</li> <li>i. 必要な物資の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 津波からの避難の呼びかけ</li> <li>b. 緊急地震速報や津波警報・注意報などの防災情報の自主的収集</li> <li>c. 出火防止</li> <li>d. 初期消火</li> <li>e. 家族の安否確認(電話は使用しない)及び保護</li> </ul>
隣近所	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 高齢者等避難行動要支援者の安全対策の話し合い</li> <li>b. 近所の災害環境の共同監視</li> <li>c. 救出用資機材の共同管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 隣近所の生き埋め者の救出活動、負傷者搬送</li> <li>b. 隣近所の出火防止措置               <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 隣近所の家庭にガス元栓閉栓よびかけ</li> <li>ii. 高齢者世帯等の出火防止措置</li> </ul> </li> <li>c. 初期消火活動への従事</li> <li>d. 近所の避難行動要支援者の安否確認</li> <li>e. 避難行動要支援者の救出・避難誘導</li> </ul>
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 家庭、隣近所への防災対策の呼びかけと推進(特に、出火防止措置と家具等の転倒落下防止措置の推進)</li> <li>b. 危険箇所の点検・除去</li> <li>c. 避難所・避難路の確認と安全性のチェック</li> <li>d. 救出用資機材(防災資機材)の管理</li> <li>e. 防災知識の普及</li> <li>f. 各種防災訓練の実施及び参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 救出活動の喚起(救出協力者を募る)</li> <li>b. 出火防止措置の喚起</li> <li>c. 初期消火活動の応援</li> <li>d. 近所の避難行動要支援者の安否確認の喚起</li> <li>e. 避難行動要支援者の救出・避難誘導・搬送</li> <li>f. 避難所の開設・管理運営</li> <li>g. 給食・給水</li> <li>h. 救助物資の分配に関する協力</li> </ul>